

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の譲渡等について（平成 24 年 8 月 14 日 厚生労働省発年 0814 第 1 号 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長宛 厚生労働大臣通知）

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）の達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）第 3 の 1 に規定する厚生労働省の方針を下記のとおり定めたので通知する。

貴職におかれては、社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。）（以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等について、中期目標によるほか、この方針に沿って、地域の医療体制を損なうことのないよう十分に配慮して業務を行うよう努められたい。

なお、本通知の制定に伴い、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の譲渡等について」（平成 21 年 3 月 6 日付け厚生労働省発社保第 0306001 号）は廃止する。

記

1 機構における譲渡の基本的な考え方

機構における社会保険病院等の譲渡等に当たっては、年金資金等の損失の最小化を図ることに加え、地域の医療体制が損なわれないように十分に配慮することを基本とすること。

2 厚生労働省における譲渡対象施設の選定

厚生労働省において、地域医療の確保を図る観点に立って、各社会保険病院等が地域医療に果たしている機能を踏まえつつ、その所在する地域の地方公共団体（以下「所在地方公共団体」という。）の意見を聴取した上で、譲渡対象となる社会保険病院等を選定し、その名称を機構に通知する。

その際、所在地方公共団体から譲渡を進めるよう要望のあった社会保険病院等については、先行して譲渡を進めることとする。

3 機構における譲渡対象施設の取扱い

機構は、2 の通知のあった社会保険病院等について、譲渡に向けた手続を開始すること。

その際、病院経営の安定性の観点から二以上の社会保険病院等を集団で譲渡することが適当である場合には、その方法により譲渡を進めて差し支えないこと。

4 社会保険病院等の譲渡の方法

社会保険病院等を譲渡する方法は、次のとおりとすること。

(1) 譲渡の相手方について

譲渡の相手方は、地方公共団体、公益性のある法人又は医療法人とすること。

(2) 入札の方法について

入札に当たっては、地域医療の確保を図る観点も踏まえ総合的に判断することとし、地域医療に貢献する運営について所在地方公共団体の意見も聴いた上で、一般競争入札を行うこと。

ただし、借地上にある社会保険病院等について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、一般競争入札によらず随意契約により譲渡すること。また、地方公共団体に運営を委託している社会保険病院については、当該地方公共団体との随意契約により譲渡して差し支えないこと。

(3) 譲渡条件について

社会保険病院等の譲渡後も維持されるべき医療機能を譲渡の条件とするに当たっては、所在地方公共団体の意見も聴きつつ、1に規定する譲渡の基本的な考え方を踏まえて条件を設定すること。

なお、厚生年金病院と連携を図っている保養ホームは、当該厚生年金病院と一体で譲渡すること。

5 所在地方公共団体等が譲受けを希望する場合の取扱い

所在地方公共団体等から厚生労働省に対して社会保険病院等を譲り受けたい旨の要望があったときは、次のように譲渡すること。

(1) 厚生労働省は、次に掲げる者（以下「所在地方公共団体等」という。）が譲受けを要望した社会保険病院等について地域医療の観点から譲渡対象とすることが適当と認めるときは、譲渡対象となる社会保険病院等として選定し、その名称を機構に通知する。

ア 所在地方公共団体

イ 社会保険病院等の所在する都道府県内の保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する者

ウ 機構が単独で社会保険病院等の運営を委託している者

(2) (1)のイ又はウに掲げる者を選定する場合には、あらかじめ、所在地方公共団体及び機構の意見を聴くものとする。

(3) 機構は、当該所在地方公共団体等と当該社会保険病院等の譲渡に向けた調整をすること。

(4) 機構は、所在地方公共団体等に対して社会保険病院等を譲渡する際には、地域

医療の確保を図るために必要な譲渡条件として当該所在地方公共団体等との間で合意された譲渡条件を付すこと。

6 その他

機構が社会保険病院等の譲渡等の業務を行うに当たり、この方針に定めのない事項については、1に規定する譲渡の基本的な考え方を踏まえた上で、中期目標で定めるところによること。